

後漢後半期の政局と尚書体制：「省尚書事」をめぐって

富田，健之
新潟大学教育人間科学部

<https://doi.org/10.15017/25794>

出版情報：九州大学東洋史論集. 29, pp.1-28, 2001-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

後漢後半期の政局と尚書体制

—「省尚書事」をめぐる—

富田健之

はじめに

後漢時代後半期の政局は^①、前半期にすでにあらわれていた外戚専権にくわえ、新たに宦官による政治壟断という事態が顕在化し、その外戚と宦官との協同と抗争、儒家官僚による両者への批判の高まり、そして宦官勢力と反宦官勢力との決定的対峙へと展開していく。これまで数多くなされてきた当該問題に関する研究にあつては^②、多く当該期における尚書の「外朝」化、あるいは皇帝権の相対化（弱体化）といったことが基調とされてきたように思われる^③。しかしながら、筆者がこれまで論じてきたように、少なくとも漢時代における尚書の「発達」という現象を、伝統的中国官制史理解、すなわち「波紋的循環発生」^④という次元でとらえることは妥当ではなく、また皇帝権の相対化という理解についても、近年再検討をもとめる指摘がなされてきている^⑤。

ところで、後漢時代にあらわれ専権をふるった外戚としては、和帝期の竇氏、殤・安帝期の鄧氏、順帝期末から桓帝期にかけての梁氏、靈帝期の竇氏、そして靈帝死去後の何氏という五氏がかぞえられるが^⑥、これらを後漢時代に入つてあらわれてくる政治機能である「録尚書事」権の掌握の有無で整理すると、前半の二氏（竇氏・鄧氏）にはそれがなく、一方後半の三氏（梁氏・竇氏・何氏）にはそれがあつたということになる。結論的にいうと、こうした明確

な分別は決して偶然によるものではなく、小論で考察の手がかりとする「省尚書事」をめぐる動きによって生じた必然的事象といふことができる。

小論は、前漢後半期を通じて形成され、後漢前半期にほぼ体制化された尚書体制による国政運営のあり方が、この後漢後半期に入っていくかなる展開をみせるに至ったのかという問題を、当該期における外戚および宦官専権のひとつの政治的基盤となつたと考えられる「省尚書事」をめぐる動きを中心に考察するものである。具体的には、右に指摘したような当該時代前後半での外戚専権のあり方の「変容」をもたらずに至つた、「省尚書事」をめぐる動きとはいふたい何であつたのか、またそれに関連して、東晋次氏が宦官専権の制度的根拠とされた「中詔」（あるいはその発布形式である「事從中発（下）」）、およびそれから導き出された宦官の政治的役割、などについての理解が妥当なものであるのか、そして侍中・黄門侍郎への「省尚書事」権付与を内容とする「中平六年改革」の歴史的意義は何か、といった諸点を検討する。まず、次節において『後漢書』朱穆伝にみえる「省尚書事」に関する記事の検討からはじめることとする。

一 朱穆伝にみえる「省尚書事」をめぐる

『後漢書』列伝三三朱暉伝附朱穆伝（以下、『後漢書』からの史料の引用に際しては書名を省く）に、

（朱）穆、家に居ること数年、朝に在りし諸公相推薦する者多し。(a)是に於て尚書に徵拜す。穆既に深く宦官を疾す。台閣に在るに及び、且夕事を共にし、志として之を除かんと欲す。(b)乃ち上疏して曰く、漢の故事を案ずるに、中常侍は士人を參選す。建武以後、乃ち悉く宦者を用う。延平より以来、浸や益々貴盛なり。…天朝の政治、一たび其の手を更むるや、権は海内を傾け、寵貴極まり無し。…愚臣以為らく、悉く罷省し、往初に遵復し、率むね旧章に由り、更めて海内の清淳の士にして、国体に明達なる者を選び、以て其の処に補すべし。…(c)帝、

納れず。(d)後、穆進見に由りて、口から復た陳して曰く、臣聞くならく、漢家の旧典に、侍中・中常侍各一人を置き、尚書の事を省せしめ(省尚書事)、黄門侍郎一人、書奏を伝発せしめ、皆な姓族を用う、と。和熹太后、女主を以て称制し、公卿に接せざりしにより、乃ち閹人を以て常侍と為し、小黄門もて命を兩宮に通ぜしむ。此れより以来、権は人主を傾け、天下を窮困せしむ。宜しく皆な罷遣し、博く耆儒宿徳なるを選び、政事に与参せしむべし、と。(e)帝、怒りて応ぜず。

とある。ここにみえる朱穆の言動は、記事の前後関係から推して、桓帝・延熹二年(一五九)の外戚梁氏誅滅政変後、延熹六年(一六三)にかけての時期になされたものと考えられる。すなわち、後漢時代における宦官の専横がひとつの頂点に達した時期のこととなる。そうした情況にあつて、以前から宦官専横に批判的であつた朱穆は、列曹尚書として台閣にあつて終日宦官と「事を共にす」るなかで、宦官排除の想いをいよいよ強くし(a)、まず上疏によつて、中常侍への宦官任用を罷めるべきことを訴えた(b)。それが桓帝の受けいれるところとならなかつたため(c)、のち進見の機会を得た際、あらためて宦官排除の実行を求めたが(d)、これまた桓帝の怒りを買うのみに終わった(e)、というのである。

さて、傍線部(d)に、「漢家の旧典」⁹⁾と表現された、侍中および中常侍による「省尚書事」がみえている。この「省尚書事」とは、『漢書』卷七四丙吉伝に、

霍氏の誅せらるるに及び、上(宣帝)躬ら親政し、尚書の事を省す(省尚書事)。

とあることに明らかのように、皇帝親政の柱をなす重要な政治機能とされるものである。ただし、管見の限りでは、その具体的あり方を直接的に示してくれる史料は、前後漢期を通じてほとんど検索し得ない。そこで以下において、後漢時代における官府・官僚から皇帝に上呈される章奏の処理過程に関して、若干の史料を検討するなかで、可能な限りの実態解明を試みることにする。『後漢書』中には、章奏の上達に関わるものとして、「省奏」「不省」「寝奏」などの言葉が頻見される。以下に、いくつかの事例をあげる。

① 永建元年、(虞詡) 陳禪に代わり司隸校尉と為る。数月の間、太傅馮石・太尉劉熹・中常侍程璜・陳秉・孟生・李閎等を奏す。百官側目し、号して苛刻と為す。三公劾奏す。…詡、上書して自ら訟えて曰く、…順帝、其の章を省し(省其章)、乃ち為に司空陶敦を免す。(列伝四八虞詡伝)

② (爰延) 徴され大鴻臚に拜さる。(桓) 帝、延の儒生なるを以て、常に特に宴見す。時に太史令、客星の帝坐を経るを上言す。帝、密かに以て延に問う。延、因りて封事を上して曰く、…帝、其の奏を省す(省其奏)。(列伝三八爰延伝)

③ (太尉) 李咸乃ち闕に至り、上疏して曰く、…(靈) 帝、奏を省し(省奏)、曹節等に謂いて曰く、…(列伝四六陳球伝)

④ (永平六年) 夏四月甲子。(明帝) 詔して曰く、…先帝の詔書に、人に事を上して聖を言うを禁ず。而るに間者の章奏頗る浮詞多し。今より若し過称虚誉有らば、尚書皆な宜しく抑えて省せざる(不省)べし。(明帝紀)

⑤ (樂恢) 遂に上疏して諫めて曰く、…と。書奏すも省せられず(書奏不省)。(列伝三三樂恢伝)

⑥ (何) 敞、上疏して諫めて曰く、…と。書奏すも省せられず(書奏不省)。(列伝三三何敞伝)

⑦ 是れより先、寧陽の主簿、闕に至り、その県令の枉を訴うも、積むこと六七歳省せられず(不省)。主簿乃ち上書して曰く、…臣の章百たび上すも、終に省せられず(不省)。臣豈に北のかた単于に詣り以て怨を告げんや、と。(列伝四八虞詡伝)

⑧ (曹褒) 徴され博士に拜さる。会たま肅宗(章帝) 礼楽を制定せんと欲す。…会たま帝崩じ、和帝即位す。褒乃ち為に章句を作る。帝遂に新礼二篇を以て冠とす。褒を擢して羽林左騎を監せしむ。…後に太尉張酺・尚書張敏等奏す、褒は擅に漢礼を制し、聖術を破乱す。宜しく刑誅を加うべし、と。帝、其の奏を寝む(寝其奏)と雖も、

而して漢礼遂に行われず。(列伝二五曹褒伝)

⑨ 和帝即位し、竇太后臨朝す。後の兄車騎將軍憲、北のかた匈奴を撃つ。(司徒袁) 安、太尉宋由・司空任隗及び九

卿と朝堂に詣り、上書して諫む。…書連に上すも輒ち寝む（書連上輒寝）。（袁安）又た奏すらく、司隸校尉・河南尹、貴戚に阿附し、…請うらくは免官して罪を案ぜん、と。並びに寝めて報ぜず（寝不報）。

（列伝三五袁安伝）

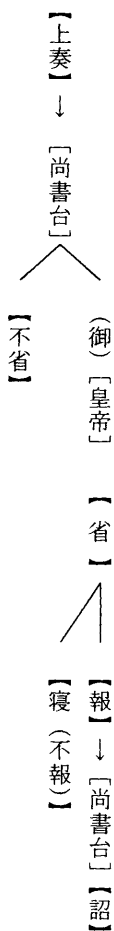
⑩時に中常侍張防特に權勢を用う。請託して受取する毎に、（司隸校尉虞）詔輒ち之を案ず。而して屢々寝めて報ぜず（寝不報）。

（列伝四八虞詡伝）

当該期、官府・官僚から上呈された章奏は、まず尚書台において披閲され（④）、書式などに問題がある場合、そこで屏去され、章奏は「不省」という扱いになる（④⑤⑥⑦）。一方、問題がなく尚書台から皇帝のもとに上達された章奏は⑧、皇帝に「省」せられることになる（①②③）。ちなみに列伝一八下馮豹伝に、

（馮豹）孝廉に挙げられ、尚書郎に拝さる。忠勤懈らず。事を奏する毎に、未だ報ぜられざれば、常に省間に俯伏し、或いは昏より明に至る。

とあるように、尚書台での披閲を経た章奏は、尚書郎の手により皇帝のもとに上達された。さて、章奏を披見した皇帝は、その上奏事項について検討をおこない、決裁をなすこととなるが、そこで示された皇帝の意思は、上奏した官府・官僚に対し、あるいは関係官府・官僚に対し下達宣示される。これは「報」とよばれていたように、その際、尚書郎がその「報」をうけて伝達していたことが、右の馮豹伝からよみとれよう。なお、章奏が尚書台を経由して、皇帝サイドに上達され、皇帝の披見を得たものの、何らかの理由により皇帝がその上奏事項を決裁せず、そのままに放置すること、つまり「不報」として処理されることは、「寝奏」と表現されていたようである（⑧⑨⑩）。以上のながれを図式化すると、つぎのようになろう。



このようにみえてくると、「省(奏)」とは、皇帝が章奏を披見し、内容を検討したうえで判断を下す(決裁)ことを意味する、極めて重要な政治機能・行為ということになる。そうした「省(奏)」の意味をふまえ、かつ当該期の章奏が尚書台を経由して上達されていたこと(馮豹伝)を念頭におくと、「省尚書事」とは、尚書台から上達される章奏案件を、皇帝が披見し検討をおこない決裁するという、一連の政治機能・行為をその内容とすることが、自ずと明かとなるであろう。なお、皇帝が「省尚書事」した結果が、尚書台に示され、そのうえで「詔」として官界に下達されることは、あらためて確認するまでもなからう¹¹⁾。すなわち、「省尚書事」とは、尚書体制による国政運営の根幹をなす政治機能であり、その行為であったといえる。このことをふまえて、さきの朱穆伝の記事をやや詳しく検討してみた¹²⁾。

朱穆は、まず上疏によって、中常侍には士人を任用するのが「漢の故事」であったが、後漢初めの建武年間以降、ことごとく宦官が任用されるようになり、そのことにより殤帝が即位した延平元年(一〇六)以後、宦官の政治的進出が加速されることとなったと述べる。つづいて進見の際の「口陳」によって、「漢家の旧典」では、侍中・中常侍各一名が「省尚書事」を担当し、黄門侍郎一名が「書奏の伝発」をおこなったが、いずれにも「姓族」が任用された。しかし「和熹太后」すなわち和帝の皇后であった鄧氏が、幼い殤帝を擁立し臨朝称制を開始すると、「女主」なるがゆえに、「(中)常侍には「闖人」が登用され、またもともと宦官専任であった小黄門が(黄門侍郎にかわって)「命を両宮に通」じることとなり、その結果として宦官の専横が極まったと主張した。こうした朱穆の上疏と進見口陳との間には、後漢初めの中常侍任用のあり方をめぐって、建武年間から宦官任用となったのか、それとも鄧太后臨朝期のことなのか、といった点に関して若干の齟齬が看取される。中常侍という官は、前漢時代に加官としてあらわれ、後漢時代になって本官化したものであるが¹³⁾、以下でとりあげる史料からも、後漢初期には士人の中常侍任用がおこなわれていたことが確認できる。それだけに朱穆の意見表明には、宦官専横を批判するあまりの多少の誇張がみられるようである。そうした点を考慮しつつ、当該期の「省尚書事」をめぐる動きを整理すると、殤帝が生後百余日をもって

後漢第五代皇帝となると、和帝の皇后であつた鄧氏が皇太后として臨朝稱制を開始したが、それを契機として、それ以前侍中および士人中常侍がになつていた「省尚書事」への関与が、それ以後宦官専任の官となつた中常侍へ移ることとなり、それによつて宦官の權勢が拡大していったということになる。

ところで、さきに検討したように「省尚書事」という政治機能は、本来的には皇帝の專決事項というべきものであり、従つて朱穆伝にみえる侍中および中常侍による「省尚書事」とは、あくまで体制上皇帝がおこなうべき「省尚書事」の実務的側面を、臣下として補助補完するというあり方のものと考えるべきであろう¹³。しかし、それにしても皇帝が執り行う「省尚書事」が、当該期の国政運営の基本的あり方である尚書体制の根幹的政治機能であるだけに、いかに限定されたものであつても、そこへの実務的関与が大きな政治的ちからを生み出す要因になつたであろうことは、推測するに難くない。それでは、朱穆が「漢家の旧典」として述べる、侍中および士人中常侍による「省尚書事」関与がなされたのは、時期的にいづ頃のことであろうか。

尚書体制による国政運営が志向されるようになるのは、前漢武帝期以降のことであるが、尚書体制の萌芽期乃至形成期にあたる前漢後半期にあつては、霍光あるいは外戚王氏に代表される、あくまで皇帝個人とのつながりに依拠して皇帝支配を輔翼する、「領尚書事」がほぼ一貫しておかれている¹⁴。その一方、『漢書』卷一九上百官公卿表上に、侍中・左右曹・諸吏・散騎・中常侍、皆な加官なり。：侍中・中常侍は、禁中に入るを得、諸曹は尚書の事を受け、：

とあり、また『統漢書』百官志二光祿勳条に、

旧、左右曹有り。秩は二千石を以てす。殿中に入り、尚書の奏事を受け、之を平省するを主どる。世祖省く。とあるように、加官としての諸曹（左右曹）¹⁵が「省尚書事」への関与を、その機能として有していたとされている。

前漢後半期に特徴的にあらわれる加官は、草創期の尚書体制による皇帝支配を支えるという、歴史的役割をになうものであつた¹⁶。右にみえる諸曹（左右曹）の役割も、皇帝による「省尚書事」を実務面にあつて補完するというかた

ちで、皇帝支配をその根幹にあつて支えていくというあり方によるものである。ただし、加官という様態が、尚書体制の展開の過程での過渡的性格をもつものであつた以上、この諸曹による「省尚書事」への関与もそうした性格のものであり、決して制度的なあり方のものではなかつたとみるべきであらう。

後漢時代に入ると、尚書体制による国政運営という局面は、光武帝・明帝の治世下に大きく体制化が進んでくる。その動きのなかで、諸曹をはじめとする加官は廃され、侍中および中常侍のみが本官化されている。それだけに、当該期における侍中・中常侍による「省尚書事」関与という事態（「漢家の旧典」を想定できなくはない。しかし、そのことをうかがわせる史料が管見の限り見当たらないこと、また前稿で考察したように、当該期にあつては、光武帝にしても明帝にしても精力的に自ら「省尚書事」を処理していたこと、などの点から考えて、「漢家の旧典」の実態を当該期に想定することには無理があるようである。

さて、朱穆が桓帝に、「漢家の旧典」としての侍中・中常侍の「省尚書事」関与を口陳した際、その侍中・中常侍には「氏族」が充てられたということがあわせ述べられている。李賢注には「士人の族望ある者を引用す」とみえており、おそらくは朱穆のいう「氏族」とは、実態として外戚を指していると考えて間違いないところであらう。この点誤りなければ、朱穆のいう「氏族」にして侍中および中常侍に就き、「省尚書事」に常態的に関与し得た存在として、後漢代最初に権勢を誇つた外戚、竇氏が大きく浮上してくる。建国の功臣竇融にはじまる後漢代の竇氏は、融の曾孫竇憲の妹が章帝の皇后となり、和帝の即位とともに竇太后による臨朝が開始されることで、外戚として政治的に大きく進出してくることとなつた。列伝一三竇融伝附竇憲伝に、その有り様がつぎのように記される。

憲、字は伯度。父勳誅を被り、憲少くして孤なり。建初二年（七七）、女弟立ちて皇后と為る。憲を拜して郎と為す。稍や遷りて侍中・虎賁中郎將たり。弟篤は黃門侍郎と為る。兄弟親幸せられ、並びに宮省に侍す。…和帝即位し、太后臨朝す。憲、侍中を以て、内には機密を幹し、出でては誥命を宣す。肅宗遺詔して、篤を以て虎賁中郎將と為す。篤の弟景・瓌並びに中常侍たり。是に於て兄弟皆な親要の地に在り。

太后臨朝のもと、外戚竇氏はその一族でもって侍中あるいは中常侍といった「親要の地」を占め、それによって「内には機密を幹し、出でては誥命を宣す」という政治的権限を発動できたとされている。こうした外戚竇氏のあり方をもつて、朱穆のいう「氏族」侍中および中常侍による「省尚書事」への関与、すなわち「漢家の旧典」の実態とみてよいのではなからうか。つまり、章帝期末から和帝期にかけて外戚竇氏が、侍中および中常侍になかば独占的に就任することで「省尚書事」に大きく関与し（権勢を誇つ）たが、その後和帝を継いで殤帝が即位し、鄧太后が臨朝称制を開始すると、かわつて宦官中常侍の「省尚書事」関与という局面が強まり、宦官専権の趨勢となつていったのである。

以上述べてきたところに大きな誤りがないとすると、列曹尚書として「省尚書事」に近接し得た朱穆が口陳したところの、外戚侍中・中常侍の「省尚書事」関与、そしてその後の宦官のそこへの台頭といった動きは、まさしく後漢中頃以降の政治的特徴たる外戚および宦官の政治的進出とそれによつて生じてくる様々な歴史的現象を、象徴的にあらわす事象といえるのではなからうか。節をあらためて、そうした観点から考察を進めていきたい。

二 「省尚書事」をめぐる外戚・宦官

前節で考察したことをふまえて、いま一度朱穆の述べる「省尚書事」をめぐる動きを整理すると、つぎのようになる。和帝が幼くして即位すると、皇太后竇氏が臨朝称制をおこない、それを背景に外戚竇氏一族が侍中あるいは中常侍に就任し、「省尚書事」に大きく関与することで政治的立場を強めた。和帝の死後、皇子劉隆が即位すると（殤帝）、和熹鄧太后が臨朝を開始した。鄧太后は「女主」であることをもつて士人官僚と接触することを避けようとしたことから、閹人をもつて中常侍に登用し、それまでの侍中・士人中常侍にかえて「省尚書事」に関与させた。このことが宦官の政權壟断の大きな要因となつた。

ところで、前節で引用した竇憲伝の記事につづいて、つぎのようにみえている。

憲、前の太尉鄧彪の義讓有りて、先帝の敬する所にして、而して仁厚く委随なるを以て、故に之を尊崇し、以て太傅と為し、百官をして己れを統べ以て聽かしむ。其の施為する所は、輒ち外は彪をして奏せしめ、内は太后に白す。事従われざるは無し。

太傅鄧彪をして上奏せしめた（竇憲発意による）案件は、和帝にかわり臨朝していた竇太后のもとに上達されたのみられる¹⁷。その上奏をうけて「内」にあつて「太后に白し」た竇憲の行為は、実態として竇太后が執り行つていた「省尚書事」に関わるものであつたと考えてよからう。このように、外戚竇氏の専権のあり方は、竇太后が臨朝称制によつて幼き皇帝にかわるかたちで「省尚書事」をおこなうことにより、実質的に国政運営の中心に位置し、かつその一族をもつて侍中・中常侍の職をおさえ、皇太后の「省尚書事」を実質的に代行していくことで、その専権基盤を固めていくという構造のものであつた。それだけに、外戚竇氏の権力構造は、尚書体制による国政運営の根幹にある皇帝権そのものと、一種重なり合いかねない局面をもつていたとみることができるとはなからうか。ちなみに、外戚竇氏は、永元四年（九二）、「潜かに弑逆を図つ」た（和帝紀）として敗亡することとなるが、その経緯については必ずしも明かではない¹⁸。推測するに、皇帝親政を回復するために「省尚書事」機能の奪回を企図した和帝サイドと、その掌握に権力基盤の多くをおいていた外戚竇氏との衝突が来した事態であつたといふことではなからうか。

論を進める。朱穆の認識によると、和帝の死去をうけて擁立された殤帝、および殤帝が即位後一年足らずして急死したことで、その後継として擁立された安帝の二代にわたつて臨朝称制を継続した「和熹太后」、すなわち鄧太后のもとで、宦官による「省尚書事」介入がはじまる。その理由として、朱穆は、鄧太后が「女主」なるがゆえに、士人たる公卿と「接」することを避けたことにあるとしている。ちなみに同様な理解が、列伝六八宦者列伝の序にもみえている。しかしながら、こうした理解は、必ずしも当該期における宦官の「省尚書事」への全面的関与の背景を合理的に説明するものとはなり得ない。なぜならば、同じく「女主」であつた和帝期の竇太后は、「公卿に接す」ることを避

ける手段として、兄弟一族をもって「省尚書事」に関与せしめるという方法をとリ、問題の解決を図ることができたからである。それでは、鄧太后が一族の登用という手段を採らず、宦官への傾斜を深めていった背景にはいかなる情況があったのであろうか。

鄧太后による臨朝称制は、元興元年（一〇五）一二月から建光元年（一二一）三月にかけてのほぼ一六年間、その間安帝が親政可能な年齢に達したのちも継続されるという、やや異例な長期化している。この点に関して、筆者は前稿において、外戚鄧氏は官界に儒家官僚との人的ネットワークをひろく形成しながらも、自らは体制的な権力基盤をほとんど有さず、限りなく太后臨朝そのものに依拠・依存するかたちで政治的影響力を行使しつづけたのではないか、それだからこそ官界そして一族内からの批判に抗してまでも、太后臨朝を限りなく引き延ばさざるを得なかったと考えた¹⁹⁾。いま、そうした外戚鄧氏の権力行使のあり方と、当該期における「省尚書事」をめぐる動きとを重ね合わせると、ほぼつぎのような理解が可能となってくる。和帝期の外戚竇氏は、太后臨朝のもと「省尚書事」にほぼ独占的に関与することで専権をふるったが、そうしたあり方が最終的に皇帝権との全面的衝突を来たし、一族敗亡の憂き目にあうこととなった。そうした竇氏に「深く戒め」た鄧氏は、「省尚書事」への関与を極力避け、太后臨朝を通じて人材の登用と時宜に合った政策の具体化を図ることで、「天下復た安んじ」（鄧隲伝）る「善政」を施し、その権勢を保持していった。それがために鄧太后は一方で自らの臨朝称制を長期継続させるとともに、他方で自己の一族が意識的に身を引いたあとの「省尚書事」補完のための人的要員として、「女主」なるがゆえの障害をクリアできる宦官の起用を図ることとなった。「和熹太后」≡鄧太后の臨朝称制のもとでの「省尚書事」をめぐる動きについての、以上のような理解に大過ないとするならば、朱穆の認識はあくまで二次的なものであったこととなる。

以上に論じてきたところから、朱穆の陳述中にみえる「省尚書事」をめぐる、「漢家の旧典」の実態および「和熹太后」による宦官起用の背景をほぼ明らかにし得たと考える。それでは、鄧太后臨朝期における「省尚書事」からの外戚の撤退とそれにもなう宦官の新たな起用という事態は、その後の政局の展開にいかなる影響をもたらすこととな

つたであらうか。

建光元年（一一二一）三月に一六年間にわたって臨朝体制を布きつづけた鄧太后が死去すると、宦官鄭衆の助力を得て外戚鄧氏を排除した安帝による親政が開始された。しかしそれも長くはつづかず、延光四年（一一二五）三月に安帝は死去する。その後の外戚閻氏による少帝劉懿の擁立と、その夭逝後の順帝即位に至る政局の展開については、狩野直禎・東晋次両氏の研究に詳しい²⁰。要するに、政権を掌握しかけた外戚閻氏に対して、廃されていたもの皇太子劉保を担いだ宦官孫程一派による政変が成功し、閻氏は誅滅され、順帝の即位へと展開したのである。この順帝の即位に際して、皇帝官房たる尚書台がその機能を發揮したことは、前稿で考察したところであるが、それとは別に、この政変が宦官の主導でなされ、その後孫程ら宦官一九名が列侯に封ぜられたことは、後漢後半期における宦官専権を決定づけることとなった²¹。この順帝期にあつては、その前半の外戚不在もあつて、おそらくは順帝の「省尚書事」に宦官が全面的かつ独占的に関与することとなつたと考えられる。なお、宦官の「省尚書事」に関わる政治的役割については、次節で考察する。

さて、陽嘉元年（一一三二）、順帝が梁貴人を立てて皇后とすると、ここにその一族が外戚として台頭してくることとなる。梁商・梁冀二代にわたつて専権をふるうこととなる外戚梁氏であるが、その専権体制確立の過程には、つぎのふたつの特徴を見出すことができる。ひとつは、梁商・梁冀ともに宦官勢力との連携を画策していることである。

（梁商）性は慎弱にして威断無し。頗る内豎に溺る。小黃門曹節等の事を中に用うを以て、遂に子の冀・不疑を遣わし与もに交友を為さしむ。然れども宦者、商の寵任を忌み、返つて之を陥れんと欲す。

（列伝二四梁統伝附梁商伝）

（梁冀）縦放なること日に滋す。遂に復た左右に賂遺し、宦者と交通す。其の子弟・賓客を任じて以て州郡の要職と為す。

（列伝三三朱穆伝）

これらから、梁商・梁冀父子が宦官勢力へそのウイングを拡げ、その一部との政治的連携を図つていたことがうか

がえよう。延熹二年（一五九）に、桓帝が外戚梁氏誅滅を決断した際、信頼できる少数の宦官を厠に集めて謀議をめぐらし、彼らと血盟したうえで行動を起こしている（宦者列伝）が、このことにも梁氏の影響力が宦官勢力内部まで深く浸透していたことがみてとれる。ちなみに、これ以前の外戚の宦官への対応をみるに、鄧氏敗亡後の安帝親政の第一期、外戚閻氏と李閔・江京・樊豊ら宦官一派との協同がみられるが、それも安帝の死後、少帝を擁立した閻氏によつて、安帝の乳母王聖一派とともに一掃されており、他に外戚側から宦官勢力への積極的連携模索がなされた形跡は認められない。推測するに、外戚梁氏の右のような行動は、鄧太后臨朝以降、宦官が「省尚書事」機能をほぼ掌握し、一方外戚がそこから離れていくという情況のなかで、宦官勢力との連携・協同を強めることで、間接的ながら「省尚書事」への影響力を確保しようとしたものといえるのではなからうか。

外戚梁氏にみられるふたつの特徴として、梁冀が、後漢時代の外戚としてはじめて「録尚書事」の任に就いたことがあげられる。質帝紀本初元年（一四六）の条に、

閏月甲申、大將軍梁冀潜かに鳩弒を行う。（質）帝、玉堂前殿に崩ず。年九歳。丁亥、太尉李固免ぜらる。戊子、司徒胡広を太尉と為し、司空趙戒を司徒と為し、梁冀と録尚書事に参ぜしむ。

とあり、順帝の永和六年（一四一）に父梁商のあとを継いで大將軍となつていた梁冀は、この本初元年に自ら擁立していた質帝を弒殺すると、対立していた李固を罷免したうえで、太尉胡広および司徒趙戒とともに「録尚書事」権を掌握している⁽²²⁾。ちなみに、梁冀による「録尚書事」権掌握は、おそらく延熹二年の一族敗亡まで一三年間継続したものであると思われる。この「録尚書事」とは、章帝の即位に際してはじめて設けられた、おもに太傅あるいは三公の職にあるものが、皇帝官房たる尚書台の機能を総覧しつつ皇帝支配の輔翼をなしていくという体制的政治機能である⁽²³⁾。このとき梁冀に付与された「録尚書事」権の性格もそこからはずれるものではなかったと考えられる。梁冀伝に、元嘉元年（一五一）、梁冀の礼遇が公卿の議で議論されたことがみえているが、その議で決せられた礼遇のひとつとして、朝会⁽²⁴⁾ごとに、三公と席を絶す。十日に一たび入り、尚書の事を平す。

とある。この前年（和平元年）に梁太后は死去し、表面上は桓帝による親政が開始されていた²⁴。そのことをふまえると、右にみえる「平尚書事」とは、日常的になされている「省尚書事」機能の実務的補完というよりも、尚書体制の根幹に位置する皇帝官房Ⅱ尚書台を「録尚書事」として総覧しつつ、十日に一度、桓帝による「省尚書事」の正常なる運用を輔翼するという方ものと考えるべきであろう。すなわち、外戚梁氏の専権のもとでは、太后臨朝時にあつては皇太后が、そして皇帝親政時にあつては桓帝がそれぞれおこなっていた「省尚書事」を、宦官が従来同様その実務面で補完し、一方梁冀は「録尚書事」として皇帝官房機能を掌握しつつ、体制的に国政運営総体を輔翼していくといったように、一種の「棲み分け」が生じていたようにもみてとれるのである。これと関連して、梁氏が、それまでの外戚が多く就官していた執金吾・光祿勳などの九卿官職とならんで、後漢代の首都圏長官ともいうべき河南尹にほぼ独占的に就官していることも注目される²⁵。

要するに、外戚梁氏は、「録尚書事」への就任あるいは河南尹の「独占」といったことに象徴されるように、どちらかといえば体制的な権力基盤に足場をおきつつ、一方で宦官勢力との連携・協同を図っていくというかたちで、その政権を維持していったといえる。そこに、後ろ盾ともいえるべき皇太后が死去し臨朝称制が停止したあとも、一〇年近くにわたつて実権を掌握し得た要因があつたのである。こうした外戚梁氏の専権のあり方が、当該期における宦官の実質的「省尚書事」機能掌握という情況によつてもたらされたことには、ほぼ異論ないところである。つまり、鄧太后臨朝のもとで開始され、順帝期に大きく進展したと考えられる、宦官による「省尚書事」機能の実質的独占という情況をうけて、その順帝期末に登場した外戚梁氏の政権掌握の方法としては、体制的国政輔翼機能である「録尚書事」権を柱としつつ、官僚機構の要職を一族で占めるといふように、皇帝支配の体制的局面にその権力基盤をおき、そのうえで「省尚書事」機能を握る宦官勢力との連携・協同によつて、その基盤を補強していくという途しかなかったのである²⁶。そうしてみると、後漢後半期に強まる宦官の政治的台頭によつて「外」に押し出されたのは、これまで定説的にいわれてきた尚書だつたのではなく、まさしく外戚という存在であつたといえるのではなからうか。

さて、二十年以上にわたって専権を維持しつづけた外戚梁氏であったが、延熹二年（一五九）、桓帝と「五侯」⁽²⁷⁾宦官とによる政変によつて誅滅され、ここに宦官専権が決定的なものとなった。ところで、この梁氏誅滅のあとも、靈帝初期の竇氏、靈帝死後の何氏とふたつの外戚が登場してくる。この二氏のあり方をめぐつて、渡邊義浩氏は「宮中を完全に掌握した宦官に対抗し得る独自の権力機構を、もはや樹立し得なかつた」とされ、また東晋次氏は「宦官僚と宦官との対立抗争が激化するなかで、「反宦官の立場で政治活動を余儀なくされた」とされている⁽²⁸⁾。事実、竇氏にしても何氏にしてもいづれも宦官勢力排除の政変を企てながら、結局は宦官勢力の逆襲をうけ敗亡するに至つて敗した、梁氏の事例が影響していることは自ずと明かであろう。このことに関連して、いま少し考察をおこなうこととする。

桓帝の死後、竇太后による臨朝のもと靈帝が擁立されると、太后の父大將軍竇武は、ともに「録尚書事」の任にあつた太傅陳蕃と謀つて、宦官誅滅の計画を進めていった。当初、皇太后の命をもつて事を断行せんとしたものの、その説得に失敗すると⁽²⁹⁾、つづいて自派の宦官山冰を黃門令⁽³⁰⁾に任じ、有力なる宦官を個々弾劾処刑する作戦をとつた。その際のこととして、列伝五九竇武伝に、

（黃門令山）冰をして素より狡猾にして尤とも状無き者長樂尚書鄭颯を奏し、北寺獄に送る。…冰をして（尚書令）尹勳・侍御史祝瑯と颯を雜考せしむ。辞は（中常侍）曹節・王甫に連及す。勳・冰即ち節等を収めんことを奏す。劉瑜をして内奏せしむ。時に武、宿を出でて府に帰す。中書を典する者、先に以て長樂五官史朱瑀に告ぐ。瑀、武の奏を盜発し、罵りて曰く、中官の放縱なる者は、自ずから誅すべきのみ。我曹何の罪ありて、而して當に族滅せらるべけんや。

とあり、このあと宦官一派による反撃が展開されていくこととなる。ここに、「長樂尚書」とみえているのは、詳細は明らかにし得ないものの、当時竇太后が長樂宮にあつて臨朝称制していたことから⁽³¹⁾、皇太后による「省尚書事」の

必要上から設けられたものとみて大過なからう。また同じく右に「中書を典する者（典中書者）」とあるのも、皇太后による「省尚書事」に関わつて長樂宮内での文書を取り扱う、おそらくは宦官任用の職任とみてよからう。要するに、寶武は太后臨朝を背景に、その皇太后の「省尚書事」に影響力を行使すべく、本来尚書郎から小黃門の手を経て上達されるところの章奏を、あえて宮中に「宿」する自分のもとへ直接上呈させんと、自派の侍中に「内奏」させた。しかし、それがたまたま休沐による不在とかさなり、不幸にも「典中書者」の手を経て宦官の手に渡ってしまったということであろう。このように、皇太后と肉親たることをもつて、その「省尚書事」に影響力を行使しようとした外戚ではあるが、「省尚書事」の実務機能を全面的に掌握する宦官の前にあつては、自ずと限界があり、劣勢とならざるを得なかつたわけである。それだけに、当該期の外戚にとつて、その政權基盤をより強めるためには、必然的に「反宦官」の旗幟を鮮明にしたうえで、官界に勢力をたもつ反宦官派人士との連携を模索することしか、その方途がなかつたといえよう。小論の冒頭で指摘した、後漢時代の外戚の前後半それぞれへの二大別という特徴は、以上述べてきたような「省尚書事」をめぐる動きによつてもたらされたものであつたわけである。

三 宦官の政治的役割と「中平六年改革」

後漢時代における宦官専權の基盤をなした政治機能に関しては、これまで様々な研究がおこなわれてきたが³⁹⁾、小論で考察の手がかりとして「省尚書事」といった皇帝支配の中枢機能に、宦官がいかに関わつていたのかという点になると、必ずしも実態的に明らかにし得ない面がある。いま、「省尚書事」に関わつて宦官が有したであろう権限・機能をうかがわしめる史料を数例あげる。

（蓋勳）徴され討虜校尉に拜さる。靈帝召見し、問う、天下何ぞ苦しみて而して反乱此くの如からん、と。勳曰く、倖臣の子弟之を擾さんと。時に宦者上軍校尉蹇碩、座に在り。帝、碩に顧問す。（列伝四八蓋勳伝）

建寧二年（一六九）。（侯覽）母を喪い家に還る。大いに筮冢を起こす。督郵の張儉困りて覽の貪侈奢縦なるを舉奏し、…之を誅せんことを請う。而して覽、伺候して遮り截つ。章、竟に上らず。…又た覽の母生きし時賓客と交通し、郡国を干乱すと奏す。復た御を得ず。

（列伝六八宦者列伝侯覽伝）
（傅燮）後に護軍校尉と為り、左中郎將皇甫嵩と俱に賊張角を討つ。燮素より中官を疾む。既に行くとき、由りて上疏して曰く、…書奏さる。宦者（中常侍）趙忠見て而して忿かり悪む。張角を破るに及びて、燮の功多くして当に封ぜらるべきも、忠、之を訴譖す。

（列伝四八傅燮伝）

桓帝延熹二年。大將軍梁冀を誅す。而して中常侍單超等五人皆な冀を誅するの功を以て並びに列侯に封ぜらる。
…（白馬令李）雲素より剛にして、国の將に危うからんとするを憂い、心に忍ぶこと能わず。乃ち露布上書し、副を三府に移して、曰く、…今、官位錯乱して、小人諂進す。…と。帝、奏を得て震怒し、有司に下して雲を逮えしむ。…中常侍管霸をして御史廷尉と之を雜考せしむ。…時に帝、濯龍池に在り。管霸、雲等の事を奏す。霸跪きて言いて曰く、李雲は野沢の愚儒なり。…罪を加うに足らず、と。帝、霸に謂いて曰く、…而して常侍之を原さんと欲すや、と。顧みて小黃門をしてその奏を可とせしむ。

（列伝四七李雲伝）

いずれも、宦官が皇帝による章奏の決裁処理の過程、すなわち「省尚書事」に深く関与していたことをうかがわしめるものである。とくに、蓋勳伝および李雲伝の記事にみられるように、皇帝が章奏を決裁する際に、中常侍に顧問し、時としてそこでの宦官の意見が、皇帝の決断を左右することもあり得たようである。こうしたことが、当該期における宦官専権の重要な要素となっていたといえよう。

ところで、東晋次氏は、以上のような宦官の権力中枢に関わる政治権限に関して、そのひとつとしての「中より発（下）す」方式の詔勅、すなわち「中詔」の存在を取りあげられ、その機能・性格について論じられている³³。それによると、列伝五三李固伝に、順帝期に執拗な宦官批判を展開した李固を、宦官らが陥れようとした際のこととして、
而るに阿母・宦者は（李）固の言の直なるを疾み、詐りの飛章に因りて以て其の罪に陥れんとす。事は中より下

る（事從中下）。

とあり、また列伝五六陳蕃伝に、同じく激しい宦官批判を繰りひろげた陳蕃について、

宦官此れに由り蕃を疾むこと弥いよ甚だし。選挙の奏議は、輒ち中詔を以て諂却し、長史以下は罪に抵るに至ること多し。

とあるが、これらにみえる「事從中下」あるいは「中詔」とは、右の李固伝と同様の記事を載せる『資治通鑑』卷五一陽嘉二年条の胡三省注に、「事は中より下るとは、尚書を経ざるなり」とあることから、尚書台を経由しない詔令の發布方式であり、そうした方式により發布された詔令のことである。それゆえ「皇帝をとりまく宦官と、尚書や三公府を中心とした儒家官僚との対立に際し、皇帝の直接的命令として、『中詔』が宦官によって発せられ、それによって儒家官僚の政治活動や提言が抑制・拒否されて」（二四一頁）といったことである。東氏は、こうしたことが宦官による皇帝権の恣意的行使の制度的根拠であつたとされた。

しかし、これに対して、仲山茂氏は「事從中下」にしても「中詔」にしてもそれが尚書を経由しなかつたとする積極的証拠は見出しがたいとして、疑問を呈されている³⁴。そもそも「中詔」なるものは、光武帝のときの事例も確認でき³⁵、必ずしも宦官専権期特有のものとはいえない。それだけに、あらためてその發布方式やその性格について検討する必要があるようになる。ところで、仲山氏は、東説への疑問提示の理由として、李固伝にみえる「事從中下」の場合、結局官界からの李固擁護の声の前に、宦官らの策謀は潰えており、その方式に現実的実効性が必ずしも認められないこと、さらに東氏が論拠のひとつとして引用する、梁氏誅滅事件を伝える梁冀伝の「事卒從中発」という記述からは、詔令が尚書を経由せずして下達されたとは考えがたい点があることをあげられる。いま、後者の梁冀伝の記事をあらためて取りあげてみる。

冀心に（単）超等を疑い、乃ち中黄門張憚をして省に入り宿し、以て其の変を防がしむ。具瑗、吏に勅して憚を収めしむるに、輒ち外従り入りて不軌を圖らんと欲すというを以てす。（1）帝是れに因り前殿に御し、諸尚書を召

し入れて、其の事を発す。尚書令尹勳をして節を持し丞郎以下を勅し、皆な兵を操り省閣を守り、諸符節を敎めて省中に送らしむ。…冀及び妻の寿即日皆な自殺す。…是の時、(2)事は卒かに中より発せられ、使者交ごも馳せ、公卿は其の度を失い、官府市里は鼎沸し、数日にして乃ち定まる。

仲山氏は、右の傍線部(2)の「事卒從中発」は、傍線部(1)の「帝因是御前殿、召諸尚書入、発其事」と対応しているとされる。筆者は、その前段階の省中での桓帝と「五侯」宦官との謀議過程を含めるべきかとも考えるが、いずれにせよ基本的には妥当な指摘であろう。そうすると、「事從中発(下)」とは、尚書台を経由しない方式というよりも、逆に「中」より尚書台に対して発せられた(下された)ものという可能性が高くなる。やや結論的にいえば、「事從中発(下)」あるいは「中詔」とは、皇帝サイドにて発意され、尚書台に対して示される「皇帝の意思」であり、その方式であると考えられる。その点を、つぎのふたつの史料から確認しておこう。

曹節、之を聞き、驚き起きて、帝に白して曰く、外間切々なり。請うらくは出でて徳陽前殿に御せよ、と。帝をして剣を抜き踊躍せしむ。乳母趙嬈等をして左右を擁衛し、啓信を取り、諸禁門を閉じせしむ。尚書の官属を召し、脅すに白刃を以てし、詔板を作らしむ。王甫を拝して黄門令と為し、節を持し北寺獄に至り、尹勳・山冰を収めしむ。冰疑い、詔を受けず。甫、之を格殺す。遂に勳を害し、鄭嬭を出だす。還りて共に太后を劫して璽書を奪う。

是に於て、尚方監の渠穆、剣を抜きて、(何)進を嘉徳殿の前にて斬る。(中常侍張)讓・(段)珪等、詔を為り、故の太尉樊陵を以て司隸校尉と為し、少府許相を河南尹と為す。尚書、詔板を得て、之を疑いて、曰く、請うらくは大將軍の出でて共に議せん、と。中黄門、進の頭を以て尚書に擲与して曰く、何進謀反し、已に誅に伏すと。(列伝五九何進伝)

竇武伝の記事は、前節で引用した建寧元年の竇武・陳蕃らによる宦官誅滅計画に関する記事の後段部分である。一方の何進伝の記事は、中平六年(一八九)の何進・袁紹らによる宦官誅滅を企図した政変の一場面を伝えるものであ

る。前者には、竇武らの行動に先んじるかたちで、中常侍曹節らが尚書官を召致してなけば暴力的に詔板を作成させ、竇武派の山氷にかえて、自派の王甫を黃門令とする人事を發動したことがみえ、後者には、何進を斬殺した宦官一派が、事態を優位に進めるための人事案件を記した詔板を独自に作成し、尚書台に下達したところ、尚書官はそれに疑念を抱き、「録尚書事」であつた何進との協議を要請したが、宦官のひとりは何進の首級を投げつけ、その動きを封じようとしたことが述べられている。両者ともに、皇帝サイドにあつた宦官が政変の帰趨を決するであろう人事案件を發意し、一方では尚書官にそれに沿つた詔書の作成を強要し、他方では準備していた詔板の詔書としての發布をこれもまた強要したものである。こうしてみると、いずれの場合も東氏が注目された「事從中發（下）」と同様なあり方のものといえよう。しかしながら、もしそこに東氏が指摘されたような尚書台を経由しない發布形式の「中詔」というものが存在していたとするならば、詔書の發布をめぐって、右にみえるような宦官と尚書官とのやりとりは發生しなかつたはずである。要するに、「中より發せられ（下され）」る「中詔」とは、皇帝官房として尚書体制の根幹に位置している尚書台を経由せずに發布される詔令といったものでは決してなく、先に推測したように、皇帝サイドにおいて發意され、尚書台に対して示される皇帝の「意思」の表現であり、その意味で「中詔」であっても、体制を起動させるためには、皇帝官房たる尚書台を経由して、正式な詔勅として發布される必要があつたということになる。

ちなみに、東氏は自らの「中詔」理解のうえに立つて、そうした「中詔」が宦官専権の手段となつてゐることから、「前漢の内朝・外朝、後漢初期の光武帝による尚書の直屬化による皇帝権の強化、とはまったく異なる政治構造が、後漢後期において出現した」³⁶と述べられている。しかしながら、その「中詔」が右にみたように、皇帝官房たる尚書台に対して示される皇帝の「意思」といった性格のものであつたとするならば、宦官のそこへの関与ということは、まさしく皇帝の「省尚書事」への関与の延長線上に位置づけられるものとなる。それだけに、少なくとも政治構造的にみた場合、尚書体制とその根幹機能に関与した宦官の存在とは、決して矛盾する関係にはなかつたとすべきであろう。すなわち、尚書体制のもとでの宦官という存在は、皇帝がその「意思」を国政運営のうえに反映させるための重

要な政治手段となるものであったのであり、その意味で、宦官の「省尚書事」への関与という事態は、大勢として後漢時代における尚書体制の展開が必然的に生じせしめたものとみることができよう。そうした観点から、以下に中平六年（一八九）になされた「省尚書事」をめぐる改革の動きについて検討してみたい。

宦官による政治壟断は、「桓・靈の間」において熾烈を極めることとなるが、その一方宦官専横を批判する声も激しさを増していった。そうした宦官批判のなかに、宦官の枢機からの排除を求めるとともに、宦官排除後の代替措置をあわせ講じた事例が散見される。たとえば、第一節冒頭に引用した朱穆の桓帝に対する口陳のなかに、「宜しく皆な罷遣し、博く耆儒宿徳なるを選び、政事に与参せしむべし」とみえている。これ自体はやや一般的な表現に過ぎないが、その前段で宦官（中常侍あるいは小黃門）による「省尚書事」の壟断が述べられているだけに、一般論と片づけられるわけにはいかない。その点、より具体的ななかたちで論じている史料がある。順帝の陽嘉二年（一三三）、李固がおこなった有名な対策のなかにみえるものである。列伝五三李固伝に、

宜しく宦官を罷退し、其の権重きを去るべし。裁かに常侍二人、方直にして有徳なる者を置きて、事を左右に省せしめ、小黃門五人、才智閑雅ならん者をして、殿中に給事せしめよ。

とある。鎌田重雄氏はこの部分によって、宦官の人員を減らして中常侍は二人、小黃門は五人とし、人物の良好なるものを任ずべきを訴えたものという理解を示された³⁷。しかし、李固の対策の基調は、宦官専横の弊害を訴えるものであり、そのうえで「宦官を罷退し」につづいて述べられているだけに、右の「常侍」および「小黃門」を宦官とみて、その単なる定員削減策としてしまうことはできないのではなからうか。ここは、宦者をもつて充てられている常侍・小黃門のポストに士人を充たすべきが主張されているものと解すべきであろう。このように、当該期にあって宦官批判を展開した人士のなかにも、宦官が現実には担っている「省尚書事」に関わる機能が、尚書体制による国政運営のうえで必要不可欠のものであったということが、正しく認識されていたわけである。こうした現実政治の舞台での宦官の役割をふまえておこなわれたのが、中平六年の改革であったと思われる。

中平六年四月、靈帝が死去すると政局はいよいよ混迷の度を深めることとなる。何太后臨朝のもと少帝劉弁が立てられ、大將軍何進と袁紹らによる宦官誅滅計画が進行し、途中何進が殺害されるという事態はあつたものの、同年八月、袁紹らによつて宦官勢力は誅滅されるに至つた。しかしその後、并州牧董卓による少帝廢位と獻帝劉協擁立（九月）、さらに長安遷都強行（翌初平元年二月）とつづき、後漢王朝は瓦解へとむかうこととなる。ところで、事態が急展開するなかで、「省尚書事」をめぐる重要な改革が断行される。獻帝紀中平六年条に、

九月甲戌。（劉協）皇帝位に即く。年九歳。…丙子。董卓、皇太后何氏を殺す。初めて侍中・給事黄門侍郎をして員各六人ならしむ。公卿以下黄門侍郎に至るに賜いて、家ごとに一人を郎と爲し、以て宦官の領する所の諸署に補して、殿上に侍らしむ。

とあり、また『統漢書』百官志三少府黄門侍郎条の注引く『獻帝起居注』に、

帝初めて即位するに、初めて侍中・給事黄門侍郎、員各六人を置く。禁中に入出し、帷幄に近侍し、尚書の事を省す（省尚書事）。…旧と侍中・黄門侍郎の中宮に在りし者を以て、与にも近密して政に交わらしめず。黄門を誅するの後、侍中・侍郎、禁闈に入出し、機事頗る露わる。是に因りて王允乃ち奏して、尚書に比して、出入するを得ざらしむ。賓客に通ぜざること、此れより始まる。

とやや詳しく述べられている。ここにみえる改革については、下倉涉氏に専論があり³⁸、氏はこの改革を「中平六年改革」と称されているが、小論でも以下この呼称を使用する。氏によると、この改革は、獻帝即位の中平六年九月甲戌（一日）から程なくして断行されたものであり、その内容は、①皇帝近侍官から宦官が排除されたこと、②「省尚書事」権が侍中・黄門侍郎に制度的に付与されたこと、③両官職の間に上下統属関係が設定されたこと、④定員化により両官職の選任基準が「血」から「知」へと転換したこと、に整理される。小論での考察に係るものは、このうち①と②となるが、それらは、宦官が一掃されたのち官員不在となつた官署への人員補充が同時になされていることをふまえると、別個の改革内容というよりも密接に関連するものとすべきであろう。すなわち、同年八月に発生し

た一連の政変の結果、瘍帝期以来「省尚書事」に大きく関わっていた宦官中常侍（あるいは小黄門）が「消滅」した
ことにより、あらためて定員化された侍中・黄門侍郎の両官職に、「省尚書事」を制度的に補完する権限機能が付与さ
れ、それによっておそらくは機能停止に近い状態に瀕していたであろう尚書体制の再構築がはかられようとしたもの
と考えて大過ないところであろう。宦官専権期を通じて反宦官人士から繰り返し要請されていた、「省尚書事」からの
宦官の排除と「方直有徳」なる人材の登用ということが、歴史が後漢王朝瓦解へと大きく動いたこの中平六年に至っ
て、制度的なカタチで実現されたこととなる。

最後に、小論で検討してきた後漢時代における「省尚書事」をめぐる動きをふまえたうえでの、「中平六年改革」の
歴史的意義についてまとめてみたい。前漢中頃から志向されるようになった、新しい国政運営のあり方としての尚書
体制の構築という動きは、前漢末から後漢初にかけて、とくにその柱である皇帝官房たる尚書台の整備強化という局
面で大きく進展をみせた。しかし一方、その皇帝官房・尚書台を統轄して国政を運営するための政治機能「省尚書事」
に関していえば、ひとえに皇帝個人の能力資質にかかる側面が極めて大きいままであった。そのため後漢代に入って
特徴的にあらわれた幼帝の即位と「女主」皇太后による臨朝称制の頻出という状況にあって、低下したあるいは制約
された「省尚書事」能力を補完する存在として、まずは外戚がそしてつづいて宦官が登場し、その副産物としてそれ
ぞれによる専権という事態となったわけである。後漢末に至り、それまで「省尚書事」機能をほぼ独占的に補完して
いた宦官が一掃されると、おそらくはその役割を体制として整備していこうというねらいをもって、侍中および黄門
侍郎による「省尚書事」補完が制度化されたのである。その意味で、「中平六年改革」は尚書体制に新しい展開をもた
らしたものとみることができ¹⁹⁾。また、小論で考察した外戚さらには宦官による「省尚書事」補完というあり方は、
そうした尚書体制の展開過程での試行錯誤の動きであったといえるであろう。

おわりに

列伝六三劉虞伝に、

(初平)二年(一九一)。冀州刺史韓馥・勃海太守袁紹及び山東の諸將議して、以らく、朝廷は幼沖にして、董卓に逼られ、遠く関塞を隔て、存否を知らず、と。(幽州牧劉)虞、宗室の長者なると以て、立てて主と為さんと欲す。乃ち故の楽浪太守趙岐等を遣わし、議を齎し、虞に尊号を上つる。虞、岐等に見え、厲色して之を叱して曰く、今天下崩乱し、主上蒙塵す。…諸君各々州郡に拠れり。宜しく共に力を戮わせ、心を王室に尽くすべきに、而して反つて逆謀を造し、以て相垢誤せんや、と。固く之を拒む。馥等又た虞に尚書の事を領し(領尚書事)、承制封拜せんことを請う。復た聴かず。

とある。これは、董卓が長安遷都を強行した翌年のことである。実態として董卓の傀儡となつてしまつた獻帝にかえて、「宗室の長者」たる劉虞を皇帝に立てんとする動きが、山東の諸將の間に起こり、使者が派遣されたが、劉虞の拒絶するところなつたというものである。ここで、劉虞の拒絶にあつた使者たちが、あらためて劉虞に「領尚書事」就任を要請していることが注目される。この「領尚書事」とは、尚書体制形成の過程で、皇帝との人格的信頼関係をもつた人材が、軍事力を背景に尚書台の皇帝官房機能を総覧しつつ国政運営を輔翼していくという役割をもつものであつた。それゆえに、尚書台が皇帝官房としての地位機能をほぼ確立した後漢代にあつては、その歴史的役割をすでに終え、歴史の表面からすがたを消していたのである。その「領尚書事」がここにふたたびあらわれたということは、それが特殊な状況下での事例とはいへ、大勢として尚書体制による国政運営というあり方が大きく後退してきていたことを物語るものであろう。それは同時に、尚書体制を基軸に据えていた後漢王朝の支配が終焉を迎えようとしていることでもあつたのである。

註

- (1) 小論で用いる「後漢後半期」という時期区分は、おおよそ順帝期(一二五〜一四四)の中頃以降後漢末に至る時期を指すものである。こうした時期区分をおこなう理由については、拙稿「後漢前半期における皇帝支配と尚書体制」(東洋学報第八一卷第四号、二〇〇〇年三月)註(6)を参照されたい。なお、小論において「前稿」と表記する場合はこの論考を指すものとする。
- (2) 近年の主なものをおいておく。狩野直禎『後漢政治史の研究』(同朋舎出版、一九九三年)、渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』(雄山閣、一九九五年)、東晋次『後漢時代の政治と社会』(名古屋大学出版会、一九九五年)、江幡真一郎『後漢末の農村の崩壊と宦官の害民について』(集刊東洋学二二、一九九九年)、矢野主税『後漢宦官の性格について』(同氏著『門閥社会成立史』国書刊行会、一九七六年所収)、多田狷介『後漢後期の政局をめぐって―外戚・宦官・清流士人―』(同氏著『漢魏晋史の研究』汲古書院、一九九九年所収)、山田勝芳『後漢の大司農と少府』(史流第一八号、一九七七年)。
- (3) この点については、その詳細を前稿のはじめにおよび第一節で検討した。参照されたい。
- (4) 『支那官制発達史上』(中央大学出版部、一九四二年。汲古書院影印、一九七三年)の「序説」において、和田清氏は中国官制の第一の特徴として、「支那官制の波紋的循環発生とでも言おうか。天子の側近の私的の微臣が次第に権力を得て、表面の大官を押し、やがて之に取って代ると、又その裏面に私的な実権者が生じ、それが発達して表面の大官となり、絶えず之を繰返すことである」(四頁)と述べられている。なお、こうした「波紋的循環発生」論の問題点については、拙稿「漢代政治制度史に関する二・三の問題―内朝・外朝及び尚書問題についての近年の研究をめぐって―」を参照。
- (5) 藤田高夫「前漢後半期の外戚と官僚機構」(東洋史研究第四八巻第四号、一九九〇年三月)、小川由記「書評 東晋次著『後漢時代の政治と社会』」(史林第七九巻第四号、一九九六年七月)。とくに後者には「皇帝権の相对化」論の問題点について明快な指摘がある。
- (6) 後漢代政治史に登場した外戚としては、いまひとつ安帝末年の閻氏をあげるべきかもしれない。小論では、皇太后閻氏の臨朝称制およびそのもとの外戚閻氏の「専権」が一年に満たなかったことなどをもって、検討の対象から除外した。ただし、あえてそれを含めるとするならば、前者のグループに入ることとなる。なおその場合でも、小論の検討結果を大きく左右することはないと考える。

- (7) 前掲註(2)東氏論著第四章第三節。
- (8) 本論中に引用した朱穆伝の後段に「穆素剛。不得意、居無幾、憤懣發疽。延熹六年、卒。」とある。
- (9) 漢代における「故事」あるいは「旧典」については、邢義田「從『如故事』和『便宜故事』看漢代行政中的經常與權變」(同氏著『秦漢史論稿』東大圖書公司、一九八七年所収)に詳しい。
- (10) 章奏が尚書台の披閱を経て皇帝のもとに上達されることを、「御」と称するようである。列伝六九上楊倫伝に「倫乃上書曰、…奏御。」とある。
- (11) 詔書の下達をめぐっては、宦官の政治的役割と関連する限りにおいて、第三節で検討をおこなう。
- (12) 加官については、勞榦「論漢代的内朝与外朝」(同氏著『勞榦學術論文集』甲編上冊、芸文印書館、一九七六年所収)参照。また、前掲註(5)藤田論考にも、加官の機能面からの優れた考察がなされている。
- (13) 「省尚書事」と密接に関連する政治機能として、前漢期の「領尚書事」と後漢期の「録尚書事」がある。ともに不明な部分が多いが、いずれも前皇帝死去直後の帝位空白期あるいは幼帝の即位などにともなう「省尚書事」能力の大幅低下を、尚書台の機能を総覧するかたちで補完しつつ、一方で国政運営全体を輔翼していくというあり方のものであった。両者の相違点としては、「領尚書事」が、皇帝との人格的信頼関係乃至血縁的紐帯を有し、それを軍事力によって補強した人材によって、皇帝存在そのものを支えるものとしてあらわれたのに対し、「録尚書事」は、皇帝を頂点におく皇帝支配の体制を支え輔翼していくというものであった。なお、拙稿「漢代における尚書体制の形成とその意義」(東洋史研究第四五卷第二号、一九八六年九月)および「前漢後期における尚書体制の展開とそれをめぐる諸問題——中書宦官・三公制形成・王莽政権——」(東アジア——歴史と文化——第七号、一九九八年)参照。
- (14) 拙稿「前漢中期の政治構造と『霍氏政権』」(新鴻史学第三五号、一九九五年十月)および「前漢後期における尚書体制の展開とそれをめぐる諸問題——中書宦官・三公制形成・王莽政権——」(東アジア——歴史と文化——第七号、一九九八年)参照。
- (15) 諸曹と左右曹とは同一のものとするのが一般的である。前掲註(12)論考参照。
- (16) 拙稿「内朝と外朝——漢朝政治構造の基礎的考察——」(新鴻史学教育学部紀要・人文社会科学編第二七卷第二号、一九八六年三月)参照。
- (17) このとき鄧彪は「録尚書事」であった(和帝紀)。おそらく竇憲は、統御し易い人物を「録尚書事」として、自らの発意事項の尚書台通過(章奏披閱)を容易なものとしようとしたものとみられる。
- (18) 前掲註(2)の狩野・渡邊・東三氏の論著でも、和帝紀の記載にもつき外戚竇氏敗亡の理由を説明されるが、なぜ竇氏一派が和

帝廢位を画策するに至ったのかということについては、必ずしも明言がない。

(19) ちなみに、東晋次氏は、この長期化を鄧氏専権の「安定性と自信」によるものとされている(前掲註(2)東氏論著第四章第一節)。それに対し、仲山茂氏は、鄧氏が当該期の大半を無位無官に近い状態でおくっていることをもって、東氏の理解に疑問を投げかけられている。仲山茂「書評 東晋次著『後漢時代の政治と社会』」(名古屋大学東洋史研究報告第二二号、一九九八年)。

(20) 前掲註(2)狩野氏論著第五章第一節および東氏論著第四章第二節参照。

(21) 前掲註(2)東氏論著第四章第二節二二一頁で、東氏は「順帝擁立こそは宦官専権の決定的要因となった」と述べられている。

(22) 梁冀はこれにさきたつ冲帝即位の建康元年(一四四)、太傅趙峻・太尉李固とともに「録尚書事」に任じられたが、それを辞退している。おそらく、かねてより外戚あるいは宦官の専権を鋭く批判していた李固と、同じ立場に立つことを回避したことによるであろう。

(23) 前掲註(13)参照。また列伝五九何進伝に、中平六年の政変の際、宦官一派がときに大將軍録尚書事であった何進を殺害したのち、詔板を作り、それを尚書官に示したところ、尚書官が「請大將軍出共議」と答えたことがみえている。ここに間接的ながら、「録尚書事」が尚書台の機能を総覧するという政治機能を有していたことがうかがえる。

(24) 梁太后は、和平元年正月に病を理由に臨朝称制を停止し(皇后紀下に「掃政於帝」とある)、その翌月死去している。

(25) 河南尹への就任は、梁冀・(弟)梁不疑・(冀の子)梁胤とつづいている。なお、前掲註(2)渡邊氏論著第五章に後漢代の外戚の就官情況が詳しく表化されている。

(26) 渡邊義浩氏は、後漢代の外戚を詳細に検討されたうえで、外戚があくまで皇太后権にその権力の淵源をおいていたと結論され、梁氏の場合も他の外戚と同質の権力であったと解されている。(前掲註(2)同氏論著)しかし、本論中に検討した梁氏のあり方からすると、後漢代の外戚もすべて一様であったのではなく、時期的にやや変容を遂げていたとみるべきではないだろうか。

(27) 列伝六八宦者列伝に、桓帝とともに梁冀打倒に決起した単超ら五人の宦官について「五人同日封。故世謂之五侯」とある。

(28) 前掲註(2)渡邊氏論著第五章二九四頁および東氏論著第四章第三節二項。

(29) 列伝五九竇武伝に、竇武が「宜しく悉く誅廢し、以て朝廷を清むべし」と宦官誅滅を迫ったのに対し、太后が「漢は来かた故事世々有り。但だ当に其の罪あるを誅すべきのみ。豈に尽く廢すべけんや」と答えたことがみえている。ここにも皇太后が臨朝称制するに際して、「省尚書事」を補完する宦官の存在が不可欠なものであったことをみてとることができる。

- (30) 『統漢書』百官志三少府条に、「黃門令。一人。六百石。本注曰、宦者。主省中諸宦者」とある。
- (31) 竇太后の死後、その礼遇をめぐって宦官と公卿との間で議論が戦わされたが、そのなかで太后のことを「長楽太后」（列伝四六陳球伝）と称した事例がある。
- (32) 後漢代の宦官に関する研究については、前掲註(2)渡邊氏論著第六章の註に詳細な紹介がなされている。そのなかで小論に有益であったのは、馬良懐「兩漢宦官考」（中国史研究一九八七—一、一九八七年）である。
- (33) 前掲註(2)東氏論著第四章第三節。とくに二四一頁参照。
- (34) 前掲註(19)仲山氏書評。
- (35) 『統漢書』百官志三少府尚書令史条の注に引く『決録注』に、「故事尚書郎以令史久缺補之。世祖始改用孝廉為郎、以孝廉丁郎補焉。郎称病不就。詔問、実病、羞為郎乎。对曰、臣実不病。恥以孝廉為令史職耳。世祖怒曰、虎賁滅頭杖之數十。詔問、欲為郎不。郎曰、能殺臣者陛下、不能為郎者臣。中詔遣出、竟不為郎」とある。
- (36) 前掲註(2)東氏論著第四章第三節二四一頁。
- (37) 鎌田重雄「漢代の尚書官——領尚書事と録尚書事を中心として」（東洋史研究第二六卷第四号、一九六八年三月）。
- (38) 下倉涉「後漢末における侍中・黃門侍郎の制度改革をめぐって」（集刊東洋学七二、一九九四年）。
- (39) 魏晋期以降、尚書台(省)が国制の中心的位置づけを確固たるものにする一方、整備されてきた門下・中書兩省がいわゆる「典尚書奏事」権を付与され、これまた国制の中枢に位置づけられてくる。筆者はこれを尚書体制の新たな展開の動きと考えたい。なお野田俊昭「東晋南朝における天子の支配権力と尚書省」（九州大学東洋史論集第五号、一九七七年）参照。